

## 中華人民共和国輸出管理法（抄訳）

(2020年10月17日、第13回全国人民代表大会常務委員会第22回会議を通過)

### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 管理政策、管理リスト及び管理措置
  - 第1節 一般規定
  - 第2節 両用物品輸出管理
- 第3章 監督管理
- 第4章 法律責任
- 第5章 附則

### 第1章 総則

第1条 国家の安全と利益を維持し、拡散防止などの国際的な義務を果たす為に、本法律を制定し、輸出管理制度を規範化し強化する。

第2条 国家は両用物品、軍用品、核及びその他の国家の安全と利益を維持するため、拡散防止などの国際義務を履行するための物品、技術、サービス等の物品（以下、規制物品と呼ぶ）の輸出管理に本法律を適用する。前述の規制物品には、物品に関連する技術資料などのデータを含む。

本法における輸出管理とは、中国国内から国外へ移転する規制物品及び中国公民、法人、非法人組織が外国組織や外国個人に提供する規制物品に対して、国家が禁止或いは制限することを指す。

本法における両用物品とは、既存の民生用途品ではあるが、軍事用途或いは軍事潜在力を向上させる物品をいい、特に、大規模殺傷性の武器及びその運搬機器の設計、開発、生産に供される或いは使用される貨物、技術、サービスを指す。

本法における軍用品とは、軍事目的の設備、専用生産設備及び関連する貨物、技術、サービスを指す。

本法における核とは、核材料、核設備、原子炉用非核材料及び関連する技術とサービスを指す。

第3条 輸出管理業務は、国家安全保障の全体的な概念を遵守し、国際平和を維持し、安全保障と経済発展を調整し、輸出管理の業務管理とサービスを改善しなければならない。

第4条 国家は規制管理リスト、名簿又は目録（以下、規制管理リストと呼ぶ）を制定し、輸出許

可等の方式で管理を実施することにより、統一的な輸出管理制度を執行する。

第5条 (省略。国務院等の責務)

第6条 国家は、輸出規制管理における国際協力を強化し、輸出規制管理に関する国際規則の策定に参加する。

第7条 (省略。輸出業者等の役割)

## **第2章 規制管理政策、規制管理リスト及び規制管理措置**

### 第1節 一般規定

第8条 国家の輸出規制管理部門は、関連部門と協力して輸出規制管理方針を制定する。その中の重要な方針策は国務院の承認、または国務院と中央軍事委員会の承認を得なければならない。国家輸出規制管理部門は規制物品が輸出される国家等について評価を行い、リスクレベルを確定し、しかるべき規制管理措置を講ずる。

第9条 (一部) 国家輸出規制管理部門は本法及び関連法規、行政規定に則り、輸出規制管理方針と関連部門が制定した規定に基づき、規制物品の輸出管理リストを作成し公布する。

国家輸出規制管理部門は輸出規制管理リスト以外の貨物、技術、サービスに対して臨時的に管理を実施することができ、かつ公告する。臨時規制管理実施期限は二年を超えないものとする。

臨時規制管理実施期限満了前に評価を行い、臨時規制管理の取り消し、延長、規制管理リスト入りなどの措置を決定する。

第10条 (省略。輸出管理部門は、関連する規制物品の輸出を禁止できる。)

第11条 規制物品の輸出に従事する輸出業者は、本法および関連法及び行政規則の規定を遵守し、関連の規制物品輸出事業資格を取得する必要がある場合は、対応する資格を取得しなければならない。

第12条 国家は規制物品の輸出に対して許可制度を実施する。

輸出規制管理リストの物品或いは臨時規制管理の物品を輸出する際、輸出事業者は国家輸出規制管理部門に申請し許可を得なければならない。

輸出規制管理リスト或いは臨時規制管理リストに記載されていない物品で、関連貨物、技術、サービスに以下のリスクが存在することを輸出事業者が知った又は知り得た場合、或いは国家輸出規制管理部門の通知を得た場合、輸出規制管理部門に申請し許可を得て輸出しなければならない。

(一) 国家の安全と利益に危害を及ぼすリスク

(二) 大規模殺傷性の武器や運搬機器の設計、開発、生産に供される或いは使用される

リスク

(三) テロリズムに供されるリスク

輸出事業者は、輸出する貨物、技術、サービスが本法の規制物品に属することが確定であるか否かにかかわらず、国家輸出規制管理部門に問い合わせ、国家輸出規制管理部門が速やかに回答しなければならない。

第13条 国家の輸出規制管理部門は、以下の要素を総合的に検討し、申請された輸出規制物品、輸出業者を審査し、許可又は不許可の決定を下す。

- (1) 国家の安全と利益
- (2) 国際的な義務と外部のコミットメント
- (3) 輸出タイプ
- (4) 規制物品に対する適合程度
- (5) 輸出先の国または地域
- (6) 最終ユーザーと最終用途
- (7) 輸出事業者の関連する信用記録
- (8) 法律および行政規則で規定されているその他の要因

第14条 内部で輸出規制管理に合致した制度を確立し、かつ良好に運用している輸出事業者に対しては、国家輸出規制管理部門はその規制物品の輸出について一般許可などの優遇を与えることができる。具体的方法は国家輸出規制管理部門の規定に拠る。

第15条 輸出事業者は国家輸出規制管理部門に対して、規制物品の最終ユーザーおよび最終用途を証明する証明文書を提出しなければならない。これらの証明文書は最終ユーザーまたは最終ユーザーの所属する国家又は地区政府機関によって発行されたものとする。

第16条 規制物品の最終ユーザーは、国家輸出規制管理部門の許可がない場合は、勝手に規制物品の最終用途を変更或いは第三者に譲渡しないことを承諾しなければならない。  
輸出業者、輸入業者は、最終ユーザー或いは最終用途の改変可能性があることを発見した場合、直ちに国家輸出規制管理部門に報告しなければならない。

第17条 国家輸出管理部門は規制物品の最終ユーザー及び最終用途のリスク管理制度を構築し、規制物品の最終ユーザー及び最終用途についての評価、検査を実施し、最終ユーザーと最終用途の管理を強化する。

第18条 国家輸出規制管理部門は以下の状況の輸入業者及び管理物品最終ユーザーに対して管理名簿を作成する。

- (一) 最終ユーザーと最終用途管理要求に違反した者
- (二) 国家の安全と利益に危害を与える可能性のある者

(三) 規制物品をテロリズムに用いる目的のある者

管理名簿入りした輸入業者及び最終ユーザーに対して、国家輸出規制管理部門は規制物品の貿易を禁止或いは制限、規制物品の輸出禁止などの必要な措置を講ずることができる。

輸出業者は管理名簿入りした輸入業者及び最終ユーザーと貿易をしてはならない。輸出業者が特別な事情により、名簿入りした輸入業者及び最終ユーザーと貿易する必要がある場合、国家輸出規制管理部門に申請することができる。

名簿入りした輸入業者及び最終ユーザーが必要な対応措置をし、第一項にて規定された状況が再発していない場合、国家輸出規制管理部門に名簿からの除外を申請することができる。国家輸出規制管理部門は実際の状況に基づき、除外するかどうかを決定する。

第19条 (省略。輸出時の税関手続きについて)

第20条 輸出業者は、輸出規制管理に違法な行為を行った如何なる組織及び個人に対して、代理や運搬、郵送、通関、電子商取引、金融などを提供してはならない。

## 第二節 両用物品輸出管理

第21条 輸出業者は国家両用物品輸出管理部門に両用物品の輸出を申請する場合、法律及び行政規則に規定に従って関連資料を誠実に提出しなければならない。

第22条 国家両用物品輸出規制管理部門は両用物品の輸出申請を受理した場合、単独或いは関連部門とともに関連法規に照らして審査を行う。法的期限内に許可、不許可の決定を下し、輸出を許可する場合には許可証発行機関が統一された許可証を発行する。

## 第3節 軍用品輸出管理

第23条 (省略)

第24条 (省略)

第25条 (省略)

第26条 (省略)

第27条 (省略)

## 第三章 監督管理

第二十八条 国家輸出規制管理部門は法律に従って、規制物品の輸出業務に対して監督検査を実施する。本法の規定に違反する行為が在るかを調査し、以下の処置を実施する。

(一) 被調査者の営業場所、その他関連場所への立ち入り検査

- (二) 被調査者、利害関係者及びその他の関連組織または個人に対しての質問や説明の要求
- (三) 被調査者、利害関係者及びその他の関連組織または個人の関連文書、契約書、会計帳簿、業務連絡等の文書および資料の閲覧及びコピー。
- (四) 輸出運搬機器の検査、疑わしい輸出物品の積載停止、違法輸出物品の返還命令
- (五) 関連物品の差し押さえ
- (六) 被調査者の銀行口座の調査

前記の第5項および第6項の措置の採択は、国の輸出規制管理当局の責任者によって書面で承認される。

- 第29条 (省略。輸出管理部門の職務遂行)
- 第30条 (省略。輸出管理部門の職務遂行)
- 第31条 (省略。輸出管理部門への報告)
- 第32条 (省略。輸出管理部門の国際協調)

#### **第4章 法律責任**

第33条 輸出事業者は必要な輸出事業資格を取得せず規制物品の輸出をした場合、警告及び違法行為の停止を命じられ、違法所得は没収される。違法事業額が五十万元以上の場合、違法事業額の五倍以上十倍以下の罰金；違法事業額がない或いは違法事業額が五十万円に満たない場合には、五十万元以上五百万元以下の罰金を科す。

第34条 輸出事業者は以下のいずれか一つでも当てはまる場合、違法行為の停止を命じられ、違法所得を没収される。違法事業額が五十万元以上の場合、違法事業額の五倍以上十倍以下の罰金；違法事業額がない或いは違法事業額が五十万円に満たない場合には、五十万元以上五百万元以下の罰金を科す。状況が重大な場合には、営業停止を命じ、管理物品輸出事業者資格を失効させる。

- (一) 許可得ず勝手に規制物品を輸出した場合
- (二) 輸出許可証で許可された範囲を超える規制物品を輸出した場合
- (三) 輸出禁止規制物品を輸出した場合

第35条 (省略。詐欺等違法な手段で輸出許可を取得した場合の罰)

第36条 (省略。違法な輸出行為と知りながらサービス等を提供している場合の罰則)

第37条 輸出事業者が本法規定に違反して管理名簿入りしている輸入業者、最終ユーザーと貿易した場合、警告及び違法行為の停止を命じられ、違法所得は没収される。違法事業額が五十万元以上の場合、違法事業額の十倍以上二十倍以下の罰金；違法事業額がない或いは違法事業額が五十万円に満たない場合には、五十万元以上五百万元以下の罰金を科す。

状況が重大な場合には、営業停止を命じ、規制物品輸出事業者資格を失効させる。

第38条 輸出事業者が監督検査を拒絶するなどした場合、警告を与え、十万元以上三十万元以下の罰金を科す。状況が重大な場合には、営業停止を命じ、管理物品輸出事業者資格を失効させる。

第39条 国家輸出管理部門は、本法規定に違反し処罰を受けた輸出事業者の処罰決定効力発生日から起算して五年内は輸出許可申請を受理しないことができる。その直接責任を負う管理者とその他の直接責任者は、五年内は輸出経営活動に従事することを禁止する。輸出管理違法行為で刑事責任処罰を受けた場合は、一生涯に亘り輸出事業活動に従事できない。国家輸出管理部門は輸出事業者の違法記録を信用記録に記録する。

第40条 (省略。輸出管理部門と税関の関係)

第41条 関連組織や個人が国家輸出管理部門の決定に不服がある場合、不服申請することができる。行政再検討の決定は最終的なものである。

第42条 (省略。当局者の怠慢等の罰則)

第43条 本法の輸出規制管理規程に違反し、国家の安全と利益に危害を与えた場合、本法の処罰以外に関連法規に照らし処罰する。

本法規定に違反し、国家輸出禁止管理物品を輸出した場合或いは許可を得ず輸出規制物品を輸出した場合、刑事責任を追及する。

第44条 中国国外の組織及び個人が本法の輸出規制管理規程に違反し、中国の国家の安全と利益に危害を与え、拡散防止などの国際義務の履行を阻害した場合、法律責任を追及する。

## **第五章 附則**

第45条 (省略。保税地区等も本法に従う)

第46条 本法で規定していない核等の規制物品は、関連する法令に従う。

第47条 海外との軍事交流、軍事援助などに使用される軍事製品の輸出は、関連する法令に従う。

第48条 如何なる国家或いは地区が輸出規制管理措置を乱用し中国の国家の安全と利益に危害を与えた場合、中国は実際の状況に応じて当該国家或いは地区に対して同等の措置を講じる。

第49条 本法は2020年12月1日から施行する。

部分訳です。(下線部及び太字部は弊社で追加しました)

今後の管理物品のリストの交付などにご注意ください。